

別紙3 施設別シート（尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場）

1 施設の情報

名 称	尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場
設置目的	自転車等の利用者の利便を図るとともに、公共の場所における自転車等の放置を防止し、もって良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図るため
所在地	尼崎市神田中通3丁目他
面積	600 m ²
収容台数	自転車 249 台、原動機付自転車 99 台、2 輪自動車 38 台
構造	平置き
供用開始日	平成 17 年 12 月 1 日
その他	

2 主な管理の条件及び管理の基準等

指定管理者が行う業務	<p>尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第 23 条各号に掲げる以下の業務とする。（以下、条例抜粋）</p> <p>(1) 駐車場の利用及びその制限に関すること。</p> <p>(2) 料金（尼崎市立阪神尼崎駅西自転車駐車場及び尼崎市立阪神尼崎駅北自転車駐車場（以下「特定自転車等駐車場」という。）にあつては、第 2 5 条第 1 項に規定する利用料金）の徴収、減免及び還付に関すること。</p> <p>(3) 駐車場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務</p>
指定管理者に期待する事項	<p>管理業務とは別に（管理業務の実施に当たっては）次の事項を期待する。</p> <p>(1) 自主事業として実施が期待されるもの</p> <p>ア パンク修理などの有料簡易修繕</p> <p>イ 自転車に係る消耗品等物品販売</p> <p>ウ シェアサイクルや次世代モビリティ等の推進</p>
営業時間	午前 0 時から翌日の午前 0 時まで
営業日	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
利用料金及び納付金について	<p>当該施設は、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制を導入する。</p> <p>利用料金及び納付金については管理業務実施要項を参照すること。</p>

3 参考資料等（別添）

- ・ 阪神尼崎駅西及び阪神尼崎駅北自転車駐車場に係る光熱水費等（実績）
- ・ 阪神尼崎駅西・阪神尼崎駅北自転車駐車場 定期券販売収入実績